

フードバレーとかちPR用具貸出要綱

【目的】

第1条 この要綱は、フードバレーとかちの普及を図るため、フードバレーとかちPR用具（以下「PR用具」という。）の貸出しに関して必要な事項を定めるものとする。

【PR用具の権利】

第2条 PR用具に関する一切の権利は、フードバレーとかち推進協議会（以下「協議会」という。）に属する。

【貸出対象】

第3条 PR用具の貸出しを受けることのできる者は、フードバレーとかちの推進に資する活動を行なう企業・団体及び個人のうち、次の各号に掲げる要件のいずれかを具備するものとする。

- (1) 十勝管内に店舗を有する企業・団体
- (2) 十勝管内に居住する個人
- (3) その他フードバレーとかちの推進に資する十勝管外の企業・団体・個人

2 次の各号のいずれかに該当するときは、貸出しを行なわない。

- (1) 法令又は公序良俗に反し、又はその恐れがある場合
- (2) 特定の政治、思想又は宗教の活動に利用しようとする場合
- (3) PR用具を故意に滅失・又は損傷する恐れがあると認められる場合
- (4) フードバレーとかち及び協議会のイメージを傷つけると認められる場合
- (5) その他会長が許可しないことが適切であると判断した場合

【使用申請等】

第4条 前条第1項の規定によりPR用具の使用の承認を得ようとする団体及び個人は、フードバレーとかちPR用具使用承認申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて協議会に提出しなければならない。

- (1) 企画書その他PR用具を使用する事業の概要がわかる書類
- (2) その他会長が必要と認める書類

【貸出決定】

第5条 会長は、前条の貸出申請書を受理したときは、申請の中身を審査し、貸出しの可否を決定し、フードバレーとかちPR用具貸出決定書（第2号様式）により通知するものとする。

【使用上の遵守事項】

第6条 PR用具の貸出を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用許可の範囲を逸脱しないこと。
- (2) PR用具を決められた期限までに返却すること。
- (3) PR用具を使用するにあたり、事故等があったときは、すべて使用者の責任とし、協議会は一切の責を追わない。
- (4) PR用具を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (5) 使用者の不注意によりPR用具を破損し、又は汚損した場合は、使用者の責任において修復すること。ただし、長期間の使用による自然劣化が原因の場合は、その限りではない。

【変更の通知】

第7条 使用者は、使用許可を受けたPR用具の使用条件が変更となった場合、速やかに協議会に通知をしなければならない。

【細則】

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年 4月29日から実施する。